



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年9月

北九州市人事委員会

北九行調第232号

令和5年9月15日

北九州市議会議長 鷹木研一郎様

北九州市長 武内和久様

北九州市人事委員会

委員長 高橋直人

職員の給与等に関する報告及び勧告

北九州市人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年9月16日に職員の給与等に関する報告を行ったが、その後引き続き本市職員の給与等の実態、市内民間事業所の従業員の給与等、人事院勧告の内容その他職員の給与等の決定に係る諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

人事委員会の給与勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであり、本委員会は、本市職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させるよう、従来から、市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図ること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価としての適正な給与の確保が必要である中で、その給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員をはじめ広く市民の理解を得られる方法であると考えられるからである。

民間給与との比較においては、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、必要があると認められる場合には、国等との均衡も考慮して勧告を行っている。

2 本市職員の給与等の状況

本市職員（企業職員を除く。以下同じ。）は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職、研究職、医療職及び特定任期付職員の6種類11給料表の適用を受けている。これらの本市職員について、本委員会が実施した「令和5年市職員給与等実態調査」による給与等の概要は第1表に示すとおりである。

第1表 本市職員の給与等の概要

(令和5年4月1日現在)

項 目		本 市 職 員		項 目		本 市 職 員	
		本 市 職 員	行 政 職			本 市 職 員	行 政 職
職 員 数		9,982 人	4,746 人	平 均 年 齢		42.1 歳	44.5 歳
平均給与月額	給 料	347,946 円	351,016 円	平均勤続年数		16.2 年	19.8 年
	扶 養 手 当	10,383 円	11,218 円	平均扶養親族数		0.8 人	0.9 人
	地 域 手 当	11,176 円	11,412 円	男 女 別 構 成 比	男	53.6 %	59.7 %
	小 計	369,505 円	373,646 円		女	46.4 %	40.3 %
	住 居 手 当	7,042 円	6,817 円	学 歴 別 構 成 比	大学卒	77.5 %	73.1 %
	管 理 職 手 当	7,317 円	9,610 円		短大卒	7.5 %	6.1 %
	小 計	14,359 円	16,427 円		高校卒	14.9 %	20.6 %
	計	383,864 円	390,073 円		中学卒	0.1 %	0.2 %

(注) 再任用職員及び特定任期付職員は含まれていない。

参照 参考資料1 市職員給与関係資料（第1表から第8表まで）

3 民間給与等の状況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との水準等を比較するため、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等の調査を人事院及び福岡県人事委員会等と共同で、「令和5年職種別民間給与実態調査」として実施した。

その概要は、第2表に示すとおりである。

第2表 職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の423事業所
調査事業所数	上記のうち層化無作為抽出法によって抽出した149事業所
調査対象職種及び人員	公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約5,500人 教育職、研究職、医療職、技能・労務職等54職種の約500人

給与改定の状況を調査した結果は、第3表に示すとおりである。係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は52.5%（昨年47.8%）、ベースアップを中止した事業所の割合は2.9%（同8.9%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.6%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員		52.5	2.9	0.0	44.6
課長級		43.3	5.3	0.0	51.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

定期昇給の実施状況を調査した結果は、第4表に示すとおりである。係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は91.5%（昨年91.6%）となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は30.6%（同38.6%）、減額となっている事業所の割合は3.0%（同2.7%）となっている。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係 員	91.5	91.5	30.6	3.0	57.9	0.0	8.5
課 長 級	72.8	72.8	26.7	0.9	45.2	0.0	27.2

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 民間給与との比較

(1) 給与の較差

前記の市職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、それぞれの本年4月分の給与額を比較し、その較差を総合したところ、第5表に示すとおり、本市職員の給与が民間事業所の従業員の給与を3,670円(0.93%)下回っている。

なお、この比較に当たって使用した給与種目は第6表に示すとおりである。

第5表 本市職員と民間従業員との給与較差

職 種	民間事業所の 従業員の給与 (A)	本市職員 の 給 与 (B)	較 差 (A)-(B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
行政職給料表関係	398,457円	394,787円	3,670円 (0.93%)

(注) 本市職員、民間事業所の従業員とも本年度の新規採用者は含まれていない。

第6表 公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職 員 給 与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、へき地手当、へき地手当に準ずる手当

(2) 期末・勤勉手当（特別給）

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、第7表に示すとおりであり、本市職員の昨年の年間支給月数が民間事業所を0.09月分下回っている。

第7表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内 給与月額	下半期(A1)	337,325 円	280,743 円
	上半期(A2)	343,422	288,159
特別給の支給額	下半期(B1)	734,774 円	576,832 円
	上半期(B2)	794,529	641,443
特別給の 支給割合	下半期(B1/A1)	2.18 月分	2.05 月分
	上半期(B2/A2)	2.31	2.23
年 間 の 平 均		4.49 月分	

(注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
2 年間の平均は、特別給の支給割合を本市の職員構成に合わせて求めたものである。

備 考 本市職員の令和4年の期末・勤勉手当の支給月数は4.40月であった。

5 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国では3.5%の増、大都市では3.5%の増、本市では3.4%の増となっている。

また、同省の家計調査における本年4月の本市における全世帯（集計世帯数80世帯）の消費支出は、1世帯当たり277,305円である。

参照 参考資料3 労働経済指標（第20表）

6 国家公務員の状況

(1) 人事院による報告・勧告について

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、国会及び内閣に対して、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間について勧告するとともに、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

その概要は、次ページのとおりである。

参照 参考資料4 人事院勧告の骨子

(2) ラスパイレス指数について

令和4年4月時点の国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額とを、学歴別・経験年数別に、国家公務員と同一の職員構成であるものとして比較すると、国家公務員を100とした本市職員の指数は101.7である。

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ヘア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日
(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

7 むすび

(1) 本年の給与改定について

本市職員の給与改定に係る諸条件の概要は、以上報告したとおりであり、これらを総合的に勘案すると、本市職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるよう改定を行うことが必要である。

ア 月例給について

4(1)において報告したとおり、本年4月における本市職員の給与は、民間従業員の給与を3,670円(0.93%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、同月に遡及して月例給の改定を行う必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料の水準改定に充てることとが適当である。

(ア) 行政職給料表

行政職給料表については、人事院勧告における同種俸給表の改定傾向、市内民間事業所の初任給の状況及び人員構成等を考慮の上、全体的な改定を行う必要がある。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

また、人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師等に対する初任給調整手当の改定について勧告しており、本市においても同様の改定を行う必要がある。

イ 期末・勤勉手当について

期末・勤勉手当については、市内民間事業所における特別給の調査結果は4(2)において報告したとおりであり、本年の人事院勧告における措置の内容を勘案して、支給月数及びその配分について国に準じて措置することが適当である。

(2) 在宅勤務等手当について

本年、人事院は、新たに在宅勤務等手当を設け、支給される職員については、通勤手当に関し所要の措置を講ずることを勧告した。

本市においては、上記内容や他都市の動向などを勘案し、本市職員の実態を踏まえながら、在宅勤務等手当の新設等について、検討する必要がある。

(3) これからの給与制度について

本年、人事院は、公務員人事管理に関する報告において、「公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組」、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策」、「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備」について言及した。これらの中では、人材確保を支える処遇、職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現など、令和6年に向けた給与制度のアップデートの骨格案も示されたところである。

本市においては、国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実情に応じた、給与制度の在り方について、調査・研究を進める必要がある。

(4) 多様で有為な人材の確保等について

社会情勢が急速に変化し続ける中、行政の直面する課題も複雑化・高度化している。こうした課題に対応していくためには、公務組織も求められるニーズに応じた活力のある組織であり続ける必要がある。

そのためには、時代の先を見通しながら、考え、変化に対応していくことができる、多様で有為な人材を継続的に確保していくことが求められている。

一方、社会情勢の急速な変化は、様々な価値観や働き方を生み、雇用の流動性を高めており、民間のみならず、国、他の地方公共団体等との間における人材獲得競争も激しさを増している。

国においては、国家公務員採用試験の申込者数が減少傾向にあるなど、公務における人材の確保は厳しい状況にあることから、採用試験の改革に取り組んでいる。加えて、様々な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠であるとして、新たな取組も検討している。

本市においても、申込者数の減少傾向等がみられることから、確保が困難な職種については秋季試験を実施するなど、試験制度を適宜見直しているところである。

こうした傾向や取組は、他都市も同様であり、多様で有為な人材の確保は、公務全体において喫緊の課題となっている。

変化の時代における多様で有為な人材の確保には、公務職場の魅力を高めて、働きたい職場として選ばれる組織に変えていく必要がある。そのためには、職員が生き生きと働き続けることができる職場環境を整備することが不可欠であり、これは多様で有為な人材を惹きつける循環につながっていく。さらに、この好循環を、活力ある組織として在り続け

るための原動力とすることが肝要である。

また、社会全体のデジタル化や公務におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が重要課題となる中、生成AIなどの革新的技術の登場により、職員に求められるスキルも高度化・多様化していることから、今後は、こうした新技術を活用していくためのスキルアップにつながる研修や支援を充実させることも必要である。

人事委員会においては、今後も引き続き、国や他都市の動向を注視しながら、本市の実態及び変化の時代に応じた採用試験制度を研究し、その在り方を見直していく。任命権者においては、多様で有為な人材から選ばれる魅力ある職場環境づくりに取り組まれるとともに、必要とされる能力やマインドの向上につながる研修等を通じた職員の育成や、スキルアップした職員がより困難な職務へと挑戦していくことを後押しするような仕組みづくりに努められたい。また、より複雑化・高度化する行政課題に、的確に対応できる様々な経験や高度な専門性を有する人材の積極的な登用等についても研究を進められたい。

(5) 人事評価制度について

本市では、地方公務員法の趣旨に則り、職員の能力と実績を公正に評価する人事評価制度を実施し、その結果を人事管理の基礎として、任用や給与に活用することで、適切な人事・給与制度の実現に取り組んでいる。

適切な人事評価結果に基づく人事管理は、職員一人一人の人材育成や士気高揚につながり、組織全体の公務能率や活力を向上させる観点から重要である。

そのような中、評価結果の昇給区分への反映に関し、教育職等の一部で行政職等と異なる取扱いとなっているものがあるため、法の趣旨、導

入済みの本市の行政職等との均衡、他都市の状況等を踏まえ、一層の活用に向けて、具体的な検討を進めていく必要がある。

任命権者においては、今後も引き続き、本市の実情に即した評価制度とその結果の更なる活用について、調査・研究されたい。

(6) 障害者雇用について

障害のある職員が活躍するためには、障害のある職員一人一人が能力を有効に発揮できるよう、全市を挙げて取り組んでいくことが重要である。本市では、北九州市障害者計画の基本理念を踏まえ、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(北九州市障害者活躍推進計画)」を各任命権者で策定し、この計画に基づき、任命権者間で互いに連携しながら、外部講師を招聘した研修や、計画の実施状況等に関する意見交換など、障害のある職員のみならず、すべての職員にとって働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

本市の障害者採用選考は、令和元年度から対象を「身体障害者」だけでなく「知的障害者」、「精神障害者」にも拡大し、令和2年度からは会計年度任用職員の採用選考を実施するなど、本市で採用される障害のある職員の障害特性や雇用形態は多様化している。

今後も、障害のある職員それぞれの障害特性や個性に応じて、能力を有効に発揮できるよう、合理的配慮に対する理解を職場全体により浸透させていくとともに、勤務している職員の実態も踏まえた働き続けられる勤務環境の整備や職務の調整等に取り組むなど、国や他都市の取組も参考に、障害者雇用の促進について、引き続き調査・研究を進められたい。

(7) 会計年度任用職員について

会計年度任用職員制度は、行政ニーズの多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進する役割を担っており、給与等の勤務条件について、適切な措置が講じられる必要がある。会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給や、その際の人事評価の活用などについて、地方自治法等の改正趣旨や他都市の状況、本市の実情等を踏まえて適切に対応されたい。

(8) 本市職員の働き方について

ア ワーク・ライフ・バランスの推進について

本市においては、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」及び「北九州市教職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づく取組が積極的に行われ、仕事と生活の両立を支援する様々な制度が整備されており、男性職員の育児休業取得率は、近年大幅に上昇している。

任命権者においては、職員にとって必要な制度が十分に活用されるよう、業務の割振りや代替人員の確保など、制度を利用する職員だけでなく周囲の職員や当該職場全体への配慮を行い、制度をより利用しやすい職場環境の整備に努められたい。

新型コロナウイルス感染症対策を契機に、社会全体で多様で柔軟な働き方への関心が高まり、本市においても、時差出勤（早出遅出）やテレワークの活用が進められてきた。多様で柔軟な働き方の実現は、育児や介護、自己啓発など様々な事情を抱える職員が、それぞれの能力を十分に発揮し安心して働き続けることができる職場環境の整備のために重要であり、業務継続性の確保の観点からも有効である。任命権者においては、職場の実情や業務内容に応じて、引き続き、多様で

柔軟な働き方を推進されたい。

また、人事院は、多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組として、フレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバル確保等について報告を行い、このうち勤務間インターバルについては人事院規則に新たな努力義務の規定を設け、令和6年4月の施行を目指すとした。

本市においても、勤務間インターバルの確保は、勤務時間等の臨時的割振り変更や時間外勤務削減の取組など、現行制度の活用や取組の推進により一定程度可能と考えられるところである。これらの取組を進めつつ、国や他都市の動向も注視しながら、本市の実情を踏まえた勤務間インターバルを確保する措置について研究されたい。この場合においては、職員の勤務形態が安定的な行政サービスや公務の適切な運営に与える影響にも十分配慮することが必要である。

イ 時間外勤務の削減について

時間外勤務の削減は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進とともに、公務能率向上の観点からも重要な課題である。

本市においては、時間外勤務の上限時間の設定や、定時退庁の推進、デジタル技術の活用による業務の効率化、柔軟な人員配置、勤務時間管理の徹底など、時間外勤務削減のための様々な取組が実施されているが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症対応に加え、これまで中止や縮小が続いていた各種催しの再開、新規事業の開始等もあり、一部の部署において長時間の時間外勤務が見られた。

任命権者においては、引き続き、時間外勤務の上限時間を遵守することはもとより、上限規制が適用されない特例業務に係る要因の整理、

分析及び検証を十分に行い、災害対応や法改正、新規事業等に伴い業務量が大きく増加した場合にも、一部の部署や職員に負担が集中することのないよう、業務負担の平準化及び業務量に応じた適正な人員配置を行う必要がある。

また、所属長においては、職員の業務の量や進捗を正しく把握し、職員に命令しないまま職場内外において時間外勤務を行わせることのないよう、適切なマネジメントを行い、勤務時間の適正管理及び時間外勤務の削減に取り組まれない。

ウ 教職員の長時間労働の改善について

本市教育委員会においては、「北九州市教職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」の実施、在校等時間の上限の設定などの様々な取組が進められており、本年2月には、「学校における業務改善プログラム」の改定（第3版）が行われた。

在校等時間は、令和元年度と比較して令和3年度は減少するなど、業務改善の取組に一定の成果が見られるところであるが、令和3年度の調査において、現在の仕事が多忙だと感じる教職員の割合は9割を超えており、教職員の厳しい勤務環境が改善されているとは言い難い状況にある。

教職員の恒常的な長時間労働が社会問題化して久しく、学校では教職員の熱意や使命感に支えられて業務が行われている。また、教員採用試験の倍率は全国的に低下し、休職等に伴う年度途中の欠員補充も行えないなど深刻な教員不足が生じており、人材の安定的確保の観点からも、長時間労働の改善は最優先すべき課題である。

教育委員会においては、引き続き、学校現場の特殊性も踏まえつつ、

教職員が担う業務の明確化を進め具体的な負担軽減につなげるとともに、一部の教職員に負担が集中することのないよう、業務改善や体制の整備に取り組まれない。

また、管理職においては、在校等時間の上限を遵守するために持ち帰り業務時間が増加することがないように注意を払うとともに、出退勤時刻の適正な登録を徹底するなど、教職員の勤務時間や業務量を正しく把握した上で、教職員が本来業務に注力できる環境の整備に取り組まれない。

現在、中央教育審議会には、質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について諮問が行われ、教職調整額の在り方等を含む教師の処遇改善等について審議が行われている。本年8月には、同審議会の特別部会が、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策に関し提言を行ったところである。教員の処遇改善は、人材の安定的確保、ひいては教育の質に直結する問題であることから、任命権者においては、引き続き、審議の方向を注視し、適宜必要な措置を講じられたい。

エ 女性職員の活躍推進について

本市では、平成20年に「女性活躍推進アクションプラン」を策定して以来、平成28年に施行された女性活躍推進法に先立って、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組んできた。

その後、女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進に一体的に取り組むため、令和元年に「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」を策定し取組を進めてきた。その結果、女性の登用に関する実績値において、令和5年度には、「女性役職者比率（係

長以上)」は23.8%（目標値23%）、「女性役職者比率（課長級以上）」は17.8%（目標値15%）となり、いずれも目標を達成できている。

女性職員の登用の更なる拡大を図るためには、昇任後の業務遂行に対する不安や仕事と生活の両立に対する不安などの解消を図り、昇任意欲の向上につなげるため、より一層、多様な職務経験の付与や能力開発支援などの人材育成の強化及び、柔軟な働き方の推進などの仕事と生活を両立できる職場環境づくりに向けた取組を進めていくことが必要である。

任命権者においては、令和4年度に行われた職員意識アンケートの結果やこれまでの取組なども踏まえた上で、必要となるポジティブ・アクションを検討し、次期計画を策定されたい。

加えて、性別にかかわらず、様々な背景を抱える職員一人一人が働き続けることのできる環境で、成長を実感しながら活躍していくことのできる組織となるよう、今後も引き続き、国や他都市の事例も参考に調査・研究を進められたい。

(9) 心の健康づくりについて

心の健康づくりは、職員本人にとって重要であるばかりでなく、公務能率の維持向上や質の高い行政サービスを提供する上でも、必要不可欠である。

本市では、「職員の心の健康づくりのための計画（第4期）」に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、円滑な職場復帰と再発予防（三次予防）の3段階で状況に応じた取組が進められてきたところであるが、近年、メンタルヘルス不調による休職者は、やや増加している。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、社会

活動の活発化に伴うイベントの再開など業務内容の変化や業務量の増加により、新たなストレスの増加も懸念されるところである。

メンタルヘルス不調の要因は、多岐にわたり複合的であることが多いが、業務内容や職場環境に起因するものについては、任命権者において職員の健康状況を把握し、高ストレス者の医師面接の利用促進等、ストレスチェックの更なる有効活用を行うなど、職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むことが必要である。

また、今後、定年の引上げに伴い 60 歳以上の職員が増加することも踏まえ、高齢層職員も含めた全ての職員が、心身ともに健康で安心して働くことができる職場づくりに積極的に取り組まれない。

(10) ハラスメントの防止について

任命権者においては、これまでもハラスメント防止要綱の制定・改正、各種研修の実施や相談窓口の拡充などの取組が実施されてきたところであるが、本委員会に寄せられる苦情相談では、毎年度、ハラスメント等の職場の人間関係に関するものが最も多く、また、令和4年度に行われた職員意識アンケートにおいては、ハラスメントを受けた又は見たとの回答が3割を超えている。

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけ心身に悪影響を及ぼすだけでなく公務能率の低下や職場環境の悪化を招くものである。任命権者においては、誰もが加害者にも被害者にもなり得るとの認識に基づき、組織としてハラスメントの防止と排除に徹底して取り組む必要がある。

特に、パワー・ハラスメントの防止については、管理監督者の役割が極めて重要であり、管理監督者は自らの言動に一層の注意を払うとともに、問題が発生した際は安易に個人間のトラブルとして見過ごすことな

く、組織の問題として迅速に対応することが求められる。

また、ハラスメントには様々な種類や態様がある。人事院の報告においても触れられた、行政サービスの利用者等による業務の範囲や程度を明らかに超える言動など組織外からのハラスメントや、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関するハラスメントを含め、各種ハラスメントを防止し排除する観点から、任命権者においては、国や他都市の取組も参考にしつつ、研修による意識啓発等により、ハラスメントのない職場環境づくりを推進されたい。

(11) 公務員としての自覚をもって

本委員会は、これまでも重ねて服務規律の確保に向けた取組の重要性について言及し、任命権者においては、機会あるごとに綱紀肅正通知の発出や倫理研修等による不祥事防止の取組が行われてきたところである。

複雑化・高度化する行政課題への対応など、多くの職員が職務に精励する一方で、依然として、一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は後を絶たず、市政と職員全体への信頼を大きく傷つけていることは極めて遺憾である。とりわけ、近年、わいせつ行為や飲酒運転などの重大な不祥事が連続していることは、重く受け止めなければならない。

任命権者においては、引き続き、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚、法令遵守の徹底及び服務規律の確保に努めるとともに、内部統制を機能させ事務の適正な執行を確保し、不祥事の防止・根絶に全力で取り組まされたい。

職員各位においても、職務の内外を問わず高い倫理観を持ち、全体の奉仕者であることを強く自覚して行動し、市民の信頼に応えていただきたい。

別紙第2

勸告

本委員会は、報告に述べたことがらに基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられることを勧告する。

記

- 1 給料表について、報告むすびで述べた事項に留意して改定すること。
- 2 実施時期については、令和5年4月1日とすること。

参 考 资 料

参考資料

1 市職員給与関係資料

令和5年市職員給与等実態調査の概要	22
第1表 平均給与月額	24
第2表 給料表別平均給与月額	25
第3表 性別、学歴別人員構成	27
第4表 給料表別平均年齢、平均勤続年数	29
第5表 年齢階層別人員構成	30
第6表 給料表別、級別、号給別人員分布	41
第7表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数	63
第8表 住居手当の支給状況	64
第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	65

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	67
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	68
第11表 職種別、学歴別初任給	69
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	70
第13表 民間における初任給の改定状況	83
第14表 民間における賞与の配分状況	83
第15表 民間における家族手当の支給状況	84
第16表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	84
第17表 民間における定年制の状況	85
第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	85
第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	85

3	労働経済指標	
	第20表 労働経済指標	86
4	人事院勧告の骨子	
	令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子	88
	令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子	90
	令和5年 給与勧告の骨子	91

1 市職員給与関係資料

令和5年市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和5年4月1日を調査期日として実施したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員のうち、企業職員を除いた職員。ただし、次に掲げる職員は調査対象から除外する。

- (1) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 派遣中の職員
- (4) 専従休職中の職員
- (5) 停職中の職員
- (6) 育児休業中の職員
- (7) 育児短時間勤務中の職員
- (8) 自己啓発等休業中の職員
- (9) 配偶者同行休業中の職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は、別表のとおりである。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
1 行 政 職 給 料 表	一般事務員、一般技術員等、他の給料表の適用を受けないすべての職員
2 消 防 職 給 料 表	消防局及び消防署に勤務する消防吏員
3 教 育 職 給 料 表 (1)	高等学校及び高等専修学校に勤務する校長、教頭、教諭等
4 教 育 職 給 料 表 (2)	幼稚園に勤務する園長、教諭等
5 教 育 職 給 料 表 (3)	特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭等
6 教 育 職 給 料 表 (4)	小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、教諭等
7 研 究 職 給 料 表	総務局、市民文化スポーツ局及び子ども家庭局に勤務する学芸員
8 医 療 職 給 料 表 (1)	総務局、保健福祉局及び区役所に勤務する医師及び歯科医師
9 医 療 職 給 料 表 (2)	保健福祉局、子ども家庭局、産業経済局、区役所及び教育委員会事務局に勤務する獣医師、栄養士等
10 医 療 職 給 料 表 (3)	総務局、保健福祉局、子ども家庭局、区役所及び教育委員会事務局に勤務する保健師及び看護師
11 特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員（調査期日現在、適用者は3名。）

第1表 平均給与月額

項 目	行政職給料表適用職員			全 職 員		
	令和5年4月	令和4年4月	増減率	令和5年4月	令和4年4月	増減率
	(A)	(B)	$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$	(C)	(D)	$\frac{(C)-(D)}{(D)} \times 100$
	円	円	%	円	円	%
給 料	351,016	351,520	△ 0.1	347,946	348,775	△ 0.2
扶 養 手 当	11,218	11,590	△ 3.2	10,383	10,440	△ 0.5
地 域 手 当	11,412	11,446	△ 0.3	11,176	11,236	△ 0.5
小 計	373,646	374,556	△ 0.2	369,505	370,451	△ 0.3
住 居 手 当	6,817	6,610	3.1	7,042	6,679	5.4
管 理 職 手 当	9,610	9,335	2.9	7,317	7,383	△ 0.9
小 計	16,427	15,945	3.0	14,359	14,062	2.1
合 計	390,073	390,501	△ 0.1	383,864	384,513	△ 0.2

- (注) 1 行政職給料表適用職員には、学校事務職員を含む。(第2表から第9表までについて同じ。)
- 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第2表について同じ。)
- 3 再任用職員及び特定任期付職員は含まれていない。(第2表から第8表までについて同じ。)
- 4 行政職給料表3級以下の職員(平均年齢41.2歳)の令和5年4月における平均給与月額は、342,003円(うち、給料315,556円、扶養手当8,550円、地域手当9,860円、住居手当8,037円)となっている。

第2表 給料表別平均給与月額

給与の種類 給料表・職務の級	総額	給料			住居手当	管理職手当		
		給 地 域 手 当 計	給 料	扶 養 手 当				
	円	円	円	円	円	円		
全級計	390,073	373,646	351,016	11,218	11,412	6,817	9,610	
行政職 給料表	1級	238,254	226,933	218,037	1,985	6,911	11,321	0
	2級	356,322	348,193	328,552	9,427	10,214	8,129	0
	3級	414,102	409,014	383,894	13,147	11,973	5,088	0
	特3級	439,518	433,918	412,880	8,400	12,638	5,600	0
	4級	445,080	440,654	409,399	17,953	13,302	4,426	0
	5級	566,248	479,744	446,238	16,647	16,859	3,812	82,692
	6級	626,023	511,766	483,298	9,350	19,118	3,938	110,319
	7級	694,019	553,837	528,215	5,555	20,067	5,052	135,130
消防職 給料表	376,231	364,221	334,258	19,154	10,809	6,775	5,235	
教育職 給料表(1)	417,685	409,046	384,152	12,907	11,987	6,128	2,511	
教育職 給料表(2)	421,744	400,444	383,660	4,500	12,284	0	21,300	
教育職 給料表(3)	392,400	380,354	362,422	6,753	11,179	8,568	3,478	

給与の種類 給料表	総額	給料 扶養手当 地域手当			住居手当	管理職手当	
		給料 の計	給料	扶養手当			地域手当
	円	円	円	円	円	円	
教育職 給料表(4)	376,746	363,826	345,472	7,594	10,760	7,280	5,640
研究職 給料表	392,631	372,879	351,874	10,014	10,991	15,289	4,463
医療職 給料表(1)	607,252	555,669	463,775	9,417	82,477	9,292	42,291
医療職 給料表(2)	370,945	361,612	343,333	7,678	10,601	6,984	2,349
医療職 給料表(3)	356,139	351,378	335,843	5,301	10,234	4,761	0
合計	383,864	369,505	347,946	10,383	11,176	7,042	7,317

第3表 性別、学歴別人員構成

給料表・ 職務の級	区分	職員数	性別人員構成		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	人	人	%	%	%	%
全級計		4,746	2,833	1,913	73.1	6.1	20.6	0.2
行政職 給料表	1級	898	393	505	75.8	4.9	19.3	0.0
	2級	1,275	643	632	64.5	7.5	27.8	0.2
	3級	1,039	620	419	62.3	11.0	26.2	0.5
	特3級	10	3	7	30.0	50.0	20.0	0.0
	4級	1,022	771	251	85.1	2.4	12.4	0.1
	5級	378	297	81	86.8	1.6	11.6	0.0
	6級	97	82	15	94.9	1.0	4.1	0.0
	7級	27	24	3	88.9	0.0	11.1	0.0
消防職給料表		957	909	48	44.1	2.6	53.1	0.2
教育職給料表(1)		43	27	16	95.3	4.7	0.0	0.0
教育職給料表(2)		8	0	8	62.5	37.5	0.0	0.0
教育職給料表(3)		429	143	286	90.0	10.0	0.0	0.0

給料表	区分 職員数	性別人員構成		學歷別人員構成比			
		男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
	人	人	人	%	%	%	%
教育職給料表(4)	3,514	1,397	2,117	90.7	9.2	0.1	0.0
研究職給料表	35	23	12	100.0	0.0	0.0	0.0
医療職給料表(1)	12	4	8	100.0	0.0	0.0	0.0
医療職給料表(2)	70	14	56	65.7	34.3	0.0	0.0
医療職給料表(3)	168	2	166	79.2	20.8	0.0	0.0
合計	9,982	5,352	4,630	77.5	7.5	14.9	0.1

第4表 給料表別平均年齢、平均勤続年数

区 分 給 料 表	平 均 年 齡	平 均 勤 続 年 数
	歳	年
行 政 職 給 料 表	44.5	19.8
消 防 職 給 料 表	40.4	18.5
教 育 職 給 料 表 (1)	43.5	17.5
教 育 職 給 料 表 (2)	43.7	12.8
教 育 職 給 料 表 (3)	40.3	8.6
教 育 職 給 料 表 (4)	39.5	12.1
研 究 職 給 料 表	42.9	9.4
医 療 職 給 料 表 (1)	48.3	10.5
医 療 職 給 料 表 (2)	43.8	16.4
医 療 職 給 料 表 (3)	40.4	12.4
合 計	42.1	16.2

第5表 年齢階層別人員構成

1 総括表

年 齢	給料表	行政職	消防職	教育職	教育職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	全給料 表 計
	給料表	給料表	給料表	給料表 (1)	給料表 (2)	給料表 (3)	給料表 (4)	給料表	給料表 (1)	給料表 (2)	給料表 (3)	
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	13	2										15
19	15	5										20
20	18	5										23
21	13	5										18
22	70	19				12	135				6	242
23	75	16				11	118				3	223
24	78	19				11	124				7	239
25	94	19				16	121			1	5	256
26	102	20				11	125	1		2	1	262
27	92	29	1			14	109			3	2	250
28	90	25				10	108			1	4	238
29	81	22	1	1		12	127			1	1	246
30	101	26	3			8	95	1		1	5	240
31	88	36	2			16	102				5	249
32	80	29	2			13	111	2			6	243
33	74	23	1			14	105	1		1	8	227
34	83	22	1			10	114	1	1	1	3	236
35	62	42	2			16	101	1	1	2	5	232
36	73	32	2			9	86	1	2	3	8	216
37	75	27		1		11	98			5	7	224
38	57	35	3	1		8	83	1		2	4	194
39	80	29				16	76	1		2	8	212
40	82	31	2			15	85	2		1	4	222
41	87	22	2			7	80	4		5	6	213
42	84	27				13	83	1		2	5	215
43	107	23	1			16	84	1	1	1	4	238
44	133	12		1		12	63	1		3	4	229
45	130	20	1	1		6	76	1	1	2	2	240
46	162	30		1		12	64	3		2	3	277
47	184	22	1			13	55	3		3	3	284
48	193	41	4			9	73	1		1	3	325
49	171	24	1			8	65	2		3	6	280
50	187	32				7	70	2		5	4	307
51	181	14	3			10	63			1	2	274
52	204	24		1		5	85	2		4	3	328
53	222	19	1			9	74	2		3	7	337
54	185	18				16	78		2	1	6	306
55	202	23	2	1		12	97			2	5	344
56	193	20	1			10	71		1		3	299
57	188	24	2			9	78		1	1	2	305
58	180	21	2			7	101			5	4	320
59	157	23	2			15	131				4	332
60歳以上									2			2
計	4,746	957	43	8	429	3,514	35	12	70	168		9,982
平均年齢	歳 44.5	歳 40.4	歳 43.5	歳 43.7	歳 40.3	歳 39.5	歳 42.9	歳 48.3	歳 43.8	歳 40.4		歳 42.1

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。(第6表について同じ。)

2 給料表別、職務の級別

(1) 行政職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	13								13
19	15								15
20	18								18
21	13								13
22	70								70
23	75								75
24	78								78
25	94								94
26	102								102
27	92								92
28	90								90
29	41	40							81
30	42	54	5						101
31	33	51	4						88
32	28	43	9						80
33	23	42	8				1		74
34	12	59	11		1				83
35	4	47	9		2				62
36	6	51	7		9				73
37	5	48	14		7	1			75
38	2	36	12		6	1			57
39	4	40	15		21				80
40	3	44	12		23				82
41	3	38	15		31				87
42	4	31	25		23			1	84
43	2	36	14		54	1			107
44	1	45	40		46	1			133
45	3	31	35		54	6		1	130
46	6	44	48		60	4			162
47	5	50	45		73	11			184
48	2	51	55		69	16			193
49	3	42	48		58	20			171
50	1	41	54		71	20			187
51	2	38	53		60	27	1		181
52	1	38	64		62	36	3		204
53		46	72		63	36	5		222
54		40	56		48	32	9		185
55		49	67		40	32	10	4	202
56	1	31	57	1	48	36	13	6	193
57		26	60	6	38	33	20	5	188
58		23	77	2	23	31	20	4	180
59	1	20	48	1	32	34	15	6	157
60歳以上									
計	898	1,275	1,039	10	1,022	378	97	27	4,746
平均年齢	歳 27.6	歳 43.4	歳 50.4	歳 57.8	歳 49.4	歳 54.0	歳 56.7	歳 56.5	歳 44.5

(2) 消防職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18	2							2
19	5							5
20	5							5
21	5							5
22	19							19
23	16							16
24	19							19
25	19							19
26	20							20
27	29							29
28	25							25
29	9	13						22
30	7	19						26
31	6	29	1					36
32	4	25						29
33	2	21						23
34		20	2					22
35		34	8					42
36		19	13					32
37		16	11					27
38		19	14	2				35
39		9	17	3				29
40		9	19	3				31
41		5	15	2				22
42		9	15	3				27
43		5	10	8				23
44		1	6	5				12
45		4	10	6				20
46		4	15	11				30
47		3	14	5				22
48		4	20	15	2			41
49		6	8	8	2			24
50		4	15	10	3			32
51		3	5	4	2			14
52		4	5	6	9			24
53		2	10	5	2			19
54		2	8	8				18
55		3	11	3	6			23
56		2	9	7	1	1		20
57		1	7	10	2	4		24
58		2	6	2	8	3		21
59			9	5	5	3	1	23
60歳以上								
計	192	297	283	131	42	11	1	957
平均年齢	歳 26.1	歳 37.4	歳 46.1	歳 49.8	歳 54.7	歳 58.3	歳 59.6	歳 40.4

(3) 教育職給料表(1)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27		1				1
28						
29		1				1
30		3				3
31		2				2
32		2				2
33		1				1
34		1				1
35		2				2
36		2				2
37						
38		2	1			3
39						
40		2				2
41		1	1			2
42						
43				1		1
44						
45				1		1
46						
47		1				1
48		3	1			4
49		1				1
50						
51		3				3
52						
53		1				1
54						
55		2				2
56		1				1
57		2				2
58		2				2
59		2				2
60歳以上						
計	0	38	3	2	0	43
平均年齢	— 歳	43.5 歳	42.9 歳	44.5 歳	— 歳	43.5 歳

(4) 教育職給料表(2)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	全級計
18 歳		人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29			1		1
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37			1		1
38			1		1
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	1
45			1		1
46				1	1
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	1
53					
54					
55				1	1
56					
57					
58					
59					
60歳以上					
計		0	4	4	8
平均年齢		— 歳	37.6 歳	49.8 歳	43.7 歳

(5) 教育職給料表(3)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		12				12
23		11				11
24		11				11
25		16				16
26		11				11
27		14				14
28		10				10
29		12				12
30		8				8
31		16				16
32		13				13
33		14				14
34		10				10
35		16				16
36		9				9
37		11				11
38		8				8
39		16				16
40		15				15
41		5	2			7
42		10		3		13
43		14	2			16
44		9		3		12
45		5		1		6
46		11		1		12
47		10	2	1		13
48		8		1		9
49		7		1		8
50		6			1	7
51		9		1		10
52		5				5
53		5		2	2	9
54		16				16
55		9	1	1	1	12
56		9			1	10
57		7	1		1	9
58		6	1			7
59		12	1		2	15
60歳以上						
計	0	396	10	15	8	429
平均年齢	— 歳	39.5 歳	49.7 歳	47.6 歳	55.8 歳	40.3 歳

(6) 教育職給料表(4)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	全級計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		135				135
23		118				118
24		124				124
25		121				121
26		125				125
27		109				109
28		108				108
29		126	1			127
30		95				95
31		101	1			102
32		110	1			111
33		101	4			105
34		113	1			114
35		98	3			101
36		76	10			86
37		88	10			98
38		73	10			83
39		71	3	2		76
40		78	4	3		85
41		72	5	3		80
42		64	8	11		83
43		63	11	10		84
44		48	5	10		63
45		56	5	15		76
46		44	7	13		64
47		45	3	6	1	55
48		54	6	12	1	73
49		48	3	10	4	65
50		46	4	12	8	70
51		48	6	5	4	63
52		59	2	14	10	85
53		53	3	8	10	74
54		53	3	9	13	78
55		55	9	13	20	97
56		49	2	8	12	71
57		57	4	5	12	78
58		68	7	8	18	101
59		77	9	8	37	131
60歳以上						
計	0	3,029	150	185	150	3,514
平均年齢	— 歳	37.7 歳	46.0 歳	50.0 歳	56.1 歳	39.5 歳

(7) 研究職給料表

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	全級計
歳		人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26		1				1
27						
28						
29						
30		1				1
31						
32		2				2
33		1				1
34		1				1
35		1				1
36		1				1
37						
38		1				1
39		1				1
40		2				2
41		4				4
42		1				1
43			1			1
44		1				1
45		1				1
46			3			3
47		2	1			3
48		1				1
49		2				2
50		2				2
51						
52			1	1		2
53			1	1		2
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60歳以上						
計		26	7	2	0	35
平均年齢	歳	40.8	歳	48.1	歳	53.2
					歳	—
						42.9

(8) 医療職給料表(1)

年齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	全級計	
18 歳		人	人	人	人	人	
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34		1				1	
35		1				1	
36		1	1			2	
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43		1				1	
44							
45			1			1	
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54			2			2	
55							
56					1	1	
57			1			1	
58							
59							
60歳以上			2			2	
計		4	7	0	1	12	
平均年齢	歳	37.4	歳	—	歳	歳	48.3

(9) 医療職給料表(2)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	全級計
	歳	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					1
26		2					2
27		3					3
28		1					1
29		1					1
30		1					1
31							
32							
33			1				1
34	1						1
35			2				2
36			3				3
37			5				5
38			2				2
39			1	1			2
40			1				1
41			3	1	1		5
42				2			2
43					1		1
44			3				3
45			2				2
46					2		2
47			2	1			3
48				1			1
49				2	1		3
50			1	3	1		5
51					1		1
52				2	2		4
53				1	2		3
54					1		1
55				2			2
56							
57						1	1
58				1	3	1	5
59							
60歳以上							
計		10	26	17	15	2	70
平均年齢		歳 28.5	歳 40.5	歳 49.4	歳 51.5	歳 57.7	歳 43.8

(10) 医療職給料表(3)

年 齢	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	全級計
	歳	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22			6			6
23			3			3
24			7			7
25			5			5
26			1			1
27			2			2
28			4			4
29			1			1
30			5			5
31			5			5
32			4	2		6
33			8			8
34			2	1		3
35			2	3		5
36			5	3		8
37			7			7
38			3	1		4
39			1	3	4	8
40			2	1	1	4
41			2	2	2	6
42			2	2	1	5
43				1	3	4
44				3	1	4
45					2	2
46			1		2	3
47			1	1	1	3
48					3	3
49			1		5	6
50			2	1	1	4
51			1		1	2
52			1		2	3
53					7	7
54			1		5	6
55			1	1	3	5
56			2		1	3
57			1		1	2
58				1	3	4
59			1		3	4
60歳以上						
計		0	90	26	52	168
平均年齢	歳	—	歳 34.6	歳 41.1	歳 50.2	歳 40.4

第6表 給料表別、級別、号給別人員分布

1 行政職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3	13						1	
4								
5								
6								
7	18		1					
8								
9		1	1					
10								
11	15		3					
12			2					
13	1	8	2					
14		2						
15	12	7	1					
16	1	3						
17	2	40						
18		8						1
19	12	7	3					
20		3	1					
21	9	34	9					
22		11	2			1		1
23	72	13	1		1			
24	2	3	2					
25	11	37	6					
26		9	1					
27	64	9	2					
28	2	2						
29	12	25	3			1		
30	1	3	1					
31	75	24	5					
32	1	10			1			
33	15	18	4					
34	1	5	2		1			
35	65	23	3		1			1
36	7	7			1			
37	18	16	8		2			3
38	2	6	2		1			2
39	78	27	1		4			10
40	15	5			2			4
41	18	18	4		2			1
42		5	3		2			
43	72	19	2		4			
44	10	11	1			1		
45	14	16	8		1			2
46	3	4	3		1			
47	55	28	2		9			
48	7	7	5					

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49	13	9	11		5			
50	1	1	3					1
51	39	18	2		4			
52	2	9	2		2		1	
53	11	9	6		2			
54		3	2		1		2	1
55	25	21	3		7	1	2	
56	2	8	2		4	3	19	
57	17	8	12		8		9	
58	3	2	7		1		5	
59	16	15	4		14		8	
60	1	13	4		4	4	1	
61	9	4	11		5	3	1	
62		6	3		1	2	5	
63	9	12	12		20	7	4	
64	2	10	6		12	5	5	
65	3	11	5		11	6	3	
66		2	7		6	13	6	
67	8	16	14		23	20	4	
68	1	4	6		6	21	3	
69		10	7		10	30	5	
70		6	14		10	19	1	
71	7	14	18		32	20	1	
72	1	4	8		8	17	4	
73		12	11		18	12	1	
74		6	13		12	12	1	
75	2	15	9		47	11	1	
76		7	11		16	11	1	
77		8	14		12	11	1	
78		8	11		11	8	1	
79	4	13	8		27	10		
80		3	6		9	18		
81	1	5	17		27	14	1	
82		4	9		21	13		
83	2	13	11	1	32	8		
84		11	14	1	16	9		
85		18	12	1	27	10		
86		9	15	1	22	9		
87	1	9	22	2	27	4		
88	1	7	8	1	13	4		
89	2	16	5	2	14	4		
90	1	6	19	1	12	9		
91	1	15	17		22	5		
92	1	9	11		14	2		
93		16	15		8	5		
94		8	16		12	2		
95	3	11	14		26	2		
96		13	22		10	2		
97		8	25		25	1		
98		5	24		16	1		
99	1	13	34		19	1		
100		5	22		11	1		

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	特3級	4 級	5 級	6 級	7 級
101		4	19		27	5		
102		9	36		23			
103	3	16	30		18			
104		10	23		9			
105	2	9	28		32			
106		12	23		21			
107		14	29		8			
108		6	18		7			
109		12	28		20			
110		9	8		18			
111		15	15		9			
112		12	7		8			
113		23	7		14			
114		11	4		5			
115		24	3		13			
116		25	1		6			
117		10	6		29			
118		12	2					
119		21	5					
120		11	1					
121		8	6					
122		8	4					
123		12	3					
124		7						
125		3	55					
126								
127		1						
128								
129		2						
130								
131		1						
132								
133		2						
134								
135								
136								
137		4						
計	898	1,275	1,039	10	1,022	378	97	27

(注) 各職務の級欄中の太線は、当該職務の級の最高号給を示す。以下同じ。

適用
職員数 4,746 人

2 消防職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3	2						
4							
5							
6							
7	5						
8							
9							
10							
11	6						
12							
13							
14							
15	6						
16							
17							
18							
19	18						
20		1					
21		17					
22		2					
23	22	1					
24							
25		18					
26		2					
27	15	1					
28		1					
29		27	1				
30		1					
31	21						
32							
33		5					
34		1					
35	26	13					
36		2					
37		4					
38							
39	27	12					
40		6					
41		8					
42		4					
43	25	21	1				1
44		4					
45		2	2				
46			1				
47	8	20	3				
48		5					

号 給	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
49		3	4				
50		1	2				
51	6	13	3				
52	1	4	2				
53		3	6				
54	1	1	3	3			
55	2	10	3	1			
56		3	2			1	
57			8	1		4	
58			2	1		1	
59	1	7	11	1			
60		1	1			1	
61			4	2			
62			1	1			
63		8	8				
64		3	3	1			
65		3					
66			2		1		
67		2	10	2			
68					4		
69			2	1	1		
70		1	2	1	3	2	
71		1	11	2	4		
72		2	2	2	2	1	
73		2	1		5		
74		2	1				
75		1	5	3			
76			2		1		
77			2	2	1		
78				4	3	1	
79		1	6	3	1		
80			1	1	1		
81			6	4	1		
82							
83		2	1		2		
84			1	3	1		
85		2	2	1	2		
86				1	1		
87		2	2	1			
88			3	1			
89			3	4	2		
90			1		2		
91			3	5			
92		2	3	1	1		
93		1	2	8			
94		1			1		
95		3	2	1			
96			2	4			
97		1	4	6			
98			3	3			
99			4	2			
100			1	2			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
101		3	4	1	1		
102			1	6			
103		1	3	1			
104				3			
105		2	11	4	1		
106			2	3			
107		3	8	2			
108			4	1			
109		1	5	5			
110		1	6	1			
111		1	8	3			
112		1	1	1			
113		2	4	5			
114			7	2			
115		5	6				
116			2	2			
117			3	3			
118		1	8	1			
119		5	7				
120		1	3	4			
121			1	4			
122		1	2				
123			7				
124			3				
125		1	1				
126			2				
127		3	4				
128		1	1				
129			2				
130							
131			2				
132			2				
133							
134			1				
135			1				
136							
137							
計	192	297	283	131	42	11	1
						適用 職員数	957 人

3 教育職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49					
2						50					
3						51		2			
4						52		1			
5						53			1		
6						54					
7						55					
8						56					
9						57		1	1	1	
10						58					
11						59					
12						60					
13						61		2			
14						62				1	
15						63		1			
16						64					
17						65					
18						66					
19						67		1			
20						68					
21						69					
22						70					
23						71					
24						72					
25						73					
26						74		1			
27						75					
28						76					
29						77		1			
30						78					
31		1				79					
32						80					
33						81					
34						82					
35						83		2			
36						84					
37						85		1			
38						86					
39		2				87			1		
40						88					
41		1				89					
42						90					
43		1				91					
44						92					
45						93					
46						94					
47		2				95					
48						96					

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
97	人	人	人	人	人
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105		2			
106					
107		1			
108					
109		1			
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117		1			
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125		4			
126					
127					
128					
129					
130					
131		1			
132		1			
133		7			
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
145	人	人	人	人	人
計	0	38	3	2	0
				適用 職員数	43人

4 教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	人	人	人		人	人	人
1				49			
2				50			
3				51			
4				52			
5				53			
6				54			
7				55			
8				56			
9				57			1
10				58			
11				59			
12				60			
13				61			
14				62			
15				63			
16				64			
17				65			1
18				66			
19				67			
20				68			
21				69			
22				70			
23				71		1	
24				72			
25				73			
26				74			
27				75		1	1
28				76			
29				77			
30				78			
31				79			
32				80			
33				81			
34				82			
35				83			
36				84			
37				85			
38				86			
39				87			
40				88			
41				89			
42				90			
43				91			
44				92			
45				93			
46				94			
47		1		95			
48				96			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
97	人	人	人
98			1
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105		1	
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	人	人	人
計	0	4	4
		適用 職員数	8 人

5 教育職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級 2 級 特2級 3級 4 級					職務の級 号 給	1 級 2 級 特2級 3 級 4 級				
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49		10	1	1	1
2						50		4			1
3						51		1			1
4						52		1			
5						53		4			
6						54		4	1	1	1
7						55		4		1	
8						56		4			
9						57		6		1	
10						58		4			1
11						59		2		1	
12						60					
13		12				61		4		1	1
14						62		3			
15						63		9	1		
16						64		1		1	
17		11				65		7	1	1	
18						66		1			
19		2				67		2			
20						68		3	1		
21		8				69		5			
22						70		5		3	
23		3				71		5			
24						72		3			
25		13				73		10			
26						74		8			
27		2				75		6		1	
28						76		3			
29		10				77					
30						78					
31		5				79		5			
32		1				80		5			
33		9				81		7	1		
34						82		2			
35		5				83		2			
36		1				84		3			
37		5				85		1			
38		2				86		2		1	
39		2				87		5			
40		2				88		1			
41		6				89		6			
42		2				90		2			
43		3				91		3			
44		1		1		92		6			
45		5				93		5			
46		4			1	94		2	1		
47		5				95		5			
48		3		1	1	96			1		

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
97	人	人	人	人	人
98		1			
99		1	1		
100		2			
101			1		
102		1			
103		4			
104		2			
105		3			
106		2			
107		1			
108		2			
109		7			
110		3			
111					
112		3			
113		2			
114					
115					
116		1			
117		3			
118					
119		3			
120		1			
121					
122		1			
123		1			
124		1			
125		2			
126		2			
127					
128		1			
129		1			
130		2			
131		3			
132		2			
133		5			
134		3			
135		6			
136		4			
137		8			
138		2			
139		3			
140		2			
141					
142		1			
143					
144					

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
145	人	人	人	人	人
146		1			
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	0	396	10	15	8
				適用 職員数	429 人

6 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	職務の級					職務の級 号 給	職務の級				
	1 級	2 級	特2級	3級	4 級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49		63	4	1	5
2						50		14			1
3						51		21		1	6
4						52		9			5
5						53		57	3	5	4
6						54		14	2		6
7						55		22		1	4
8						56		64	2		2
9						57		21	2	4	3
10						58		21	2	1	3
11						59		16		1	4
12						60		60	1	2	1
13						61		25	4	6	3
14						62		13			
15		1				63		79	4	2	1
16						64		20	2	4	3
17		135	1			65		62	5	6	3
18						66		17		5	
19		8				67		30	4	5	
20		2				68		16	1	5	
21		109				69		39	3	2	
22		1				70		14	2	6	
23		9				71		36	1	4	
24		3				72		18	2	3	
25		113	1			73		44	1	2	
26						74		19	1	1	
27		15			1	75		22		6	
28		7	1			76		12	3	4	
29		99				77		28	1	3	
30		1	2		2	78		14	1	2	
31		20				79		16	1	8	
32		5	2			80		17	1	5	
33		96	1			81		36	1	4	
34		3				82		8	1	5	
35		22	1			83		23	3	5	
36		8	3			84		16	2	1	
37		82	1		4	85		30	2	7	
38		4	1		2	86		8	4	3	
39		28	3		17	87		12		7	
40		8	1		13	88		18		4	
41		78	7		6	89		40	2	6	
42		8	1	1	8	90		13		2	
43		28	4		10	91		11	2	2	
44		12	1		3	92		21	1	1	
45		85	4		12	93		31	3	5	
46		9	1		6	94		13		3	
47		20	1		3	95		17	2	3	
48		5	1		9	96		13	2	4	

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
97		16	2	4	
98		11	3	2	
99		11		6	
100		14	1	4	
101		17	3	2	
102		9		1	
103		12	2		
104		18	2	1	
105		12	4	2	
106		15	4	1	
107		13		1	
108		13	4	2	
109		15	1	1	
110		11	5		
111		18	1		
112		10	1		
113		10	1		
114		16			
115		12			
116		19			
117		12			
118		7			
119		9			
120		7			
121		8			
122		9			
123		8			
124		7			
125		12			
126		5			
127		7			
128		6			
129		10			
130		13			
131		12			
132		13			
133		16			
134		20			
135		29			
136		24			
137		34			
138		29			
139		34			
140		38			
141		33			
142		35			
143		25			
144		13			

職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
145		16			
146		3			
147		2			
148		3			
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157		1			
計	0	3,029	150	185	150
				適用 職員数	3,514 人

7 研究職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人		人	人	人	人
1					49	1			
2					50				
3					51	1			
4					52				
5					53				
6					54				
7					55				
8					56				
9					57				
10					58				
11					59				
12					60				
13					61				
14					62				
15					63		1		
16					64				
17					65	1			
18					66				
19	1				67	3		1	
20					68		1		
21					69	1	1		
22					70				
23					71	4	2		
24					72				
25					73			1	
26					74		1		
27					75	2			
28					76				
29					77				
30					78				
31	1				79	1			
32					80				
33					81				
34					82				
35					83	2			
36					84				
37					85				
38					86				
39	1				87	1			
40					88				
41					89				
42					90				
43	1				91				
44					92				
45					93				
46					94				
47	1				95	1	1		
48	1				96				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
97	人	人	人	人
98				
99	2			
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
計	26	7	2	0
			適 用 職 員 数	35 人

8 医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	49	人	人	人	人
2					50				
3					51				
4					52				
5					53				
6		1			54				
7					55				
8					56				
9					57				
10					58				
11					59				
12					60				
13					61				
14					62				
15					63				
16					64				
17					65				
18					66				
19	1				67				
20					68				
21					69				
22					70				
23					71				
24					72				
25					73				
26					74				
27					75		1		
28					76		1		
29					77				
30					78				
31					79				
32					80				
33					81				
34					82				
35					83				
36					84				
37					85		1		
38					86				
39	1				87				
40					88		1		
41	2				89				
42					90				
43					91				
44					92		1		
45				1	93				
46					94				
47					95				
48		1			96				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
97	人	人	人	人
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
計	4	7	0	1
			適用 職員数	12 人

9 医療職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						49					
2						50		1	1		
3						51					
4						52		1			
5						53		1			
6						54		1			
7						55					
8						56					
9						57		1			
10						58					
11						59			1	1	
12						60					
13						61				1	
14						62		1			
15						63		3			
16						64		3			
17						65					
18						66					
19						67	1			1	
20						68					
21		2				69					
22						70					
23						71					
24						72					
25						73					
26						74					
27	1					75					
28						76					
29						77		2			1
30						78			1		
31						79				1	1
32						80		1		1	
33	1	1	1			81			1		
34						82			1		
35		1				83			2	1	
36		1				84			1		
37	1	1				85			1		
38						86			1	1	
39						87				1	
40						88					
41	1	1				89					
42						90		1			
43	3	1				91					
44						92					
45	1		1			93			1		
46		1				94					
47	1	1				95			1	1	
48						96					

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
97			1		
98				1	
99				1	
100				1	
101				1	
102			1		
103					
104			1		
105					
106					
107					
108					
109				2	
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	10	26	17	15	2
				適用 職員数	70 人

10 医療職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	49	人	5	人	人
2					50				
3					51				
4					52		1		
5					53		2		
6					54			1	
7					55				1
8					56			1	
9					57		2		1
10					58				
11					59				2
12					60				
13		6			61		7	2	
14					62		1	1	
15					63			1	2
16					64				
17		4			65		3		
18					66				1
19					67			1	
20					68		2		1
21		8			69		3		1
22					70				
23					71			1	1
24					72		1		
25		3			73		1		
26					74				
27					75			2	
28					76				
29		2			77		2	1	
30					78		2		1
31					79		1	1	2
32			1		80		1		
33		1	1		81				1
34					82				
35		1	1		83				7
36					84				
37		4			85		1		
38		1			86				1
39			2		87		1		
40					88				
41		5			89			1	
42					90				1
43			1		91				2
44		1	2		92				2
45		3	2		93		2		1
46					94				
47			1		95				1
48					96				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
97				1
98				1
99				
100				
101				2
102				
103				1
104				1
105		1		1
106				
107				1
108		1		
109				2
110			1	1
111				
112				1
113		1		1
114				
115				1
116				1
117				2
118				2
119				1
120				
121				1
122			1	1
123				
124				
125		1		1
126				
127		1		
128				
129				
130				
131		1		
132		1		
133		1		
134				
135				
136		1		
137				
138				
139				
140				
141		1		
142				
143				
144		1		

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
145		1		
146				
147		1		
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	0	90	26	52
			適 用 職員数	168 人

第7表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族 である配偶者 を有する者	うち扶養親族 である子を有 する者	うち配偶者・子 以外の扶養親族 を有する者
		人	人	人
1 人	1,509	505	900	104
2 人	1,373	436	1,346	44
3 人	847	540	846	19
4 人	262	219	262	9
5 人	37	30	37	6
6人以上	3	3	3	1
計	4,031	1,733	3,394	183

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。
 2 扶養手当を支給されない職員数は、5,951人である。
 3 扶養親族である子の総数は、6,111人である。
 4 全職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人、行政職給料表適用職員1人当たり平均扶養親族数は0.9人である。
 5 手当受給者1人当たり平均手当月額は、25,710円（平均扶養親族数は2.0人）である。

第8表 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数
受 給 者		2,730 人
借家・借間	手当月額 11,000円以下の受給者	8
	手当月額 11,100円以上 28,000円未満の受給者	1,378
	手当月額 28,000円の受給者	1,344
非 受 給 者		7,252
合 計		9,982
借家・借間に係る手当受給者 1人当たり平均手当月額		25,749 円

第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	407		216		83	69	28	11	
消防職給料表	25		11		3	9	1	1	
教育職給料表(1)	3		3						
教育職給料表(2)	1		1						
教育職給料表(3)	46		42	4					
教育職給料表(4)	341		267	36		38			
研究職給料表	2	1			1				
医療職給料表(2)	1		1						
医療職給料表(3)	9		2		6	1			
給料表計	835								
60歳	244								
61歳	178								
62歳	155								
63歳	143								
64歳	115								

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。(以下本表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	96		54		19	17	5	1	
消防職給料表	6		4		2				
教育職給料表(3)	25		25						
教育職給料表(4)	65		64	1					
医療職給料表(2)	2		1		1				
医療職給料表(3)	13		4		7	2			
給料表計	207								
60歳	27								
61歳	43								
62歳	38								
63歳	52								
64歳	47								

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市に勤務する一般職の職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

北九州市人事委員会、人事院及び福岡県人事委員会等

3 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所423事業所
- (2) 調査対象職種 76職種（行政職相当職22職種 その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から149事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数のときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

- (1) 調査実人員は、5,990人（うち初任給関係348人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,522人（うち初任給関係342人）である。
なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は24,110人であり、うち行政職に相当するものは20,816人である。
- (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規 模 計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	122	16	27	15	47	17	
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	0	0	
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	15	4	5	1	4	1	
製 造 業	46	4	13	5	17	7	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	19	4	2	3	7	3	
卸 売 業 、 小 売 業	12	0	3	4	3	2	
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	4	1	0	1	2	0	
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	26	3	4	1	14	4	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が24所あった。
- 2 調査対象事業所149所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた146所に占める調査完了事業所122所の割合（調査完了率）は83.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴	企業規模計
新 卒 事 務 員	大 学 卒	218,683円
	短 大 卒	185,953円
	高 校 卒	166,173円
新 卒 技 術 者	大 学 卒	222,267円
	短 大 卒	206,008円
	高 校 卒	176,124円
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	220,291円
	短 大 卒	198,652円
	高 校 卒	175,576円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
(なお、採用の有無の分類については、第13表の注1を参照。)

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 給与比較の対象職種

(1) 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	4	49.8	561,232	9,433	551,799	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表(2)企業規模500人以上、本表(3)企業規模100人以上500人未満及び本表(4)企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	2	50.5	650,548	5,145	645,403		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	工場長	5	50.2	704,296	337	703,959	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大学卒	4	49.0	672,775	382	672,393		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	事務部長	134	52.7	635,047	10,035	625,012	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大学卒	103	52.7	651,507	9,476	642,031		
	短大卒	8	52.9	569,146	6,309	562,837		
	高校卒	23	52.7	586,480	13,872	572,608		
	技術部長	120	52.9	637,616	6,344	631,272	同 上	同 上
大学卒	88	53.2	670,789	3,637	667,152			
短大卒	15	50.9	571,275	263	571,012			
高校卒	17	53.3	544,720	23,773	520,947			
事務部次長	34	50.6	595,504	17,628	577,876	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)	同 上	
大学卒	24	49.6	605,948	18,788	587,160			
短大卒	5	52.6	588,891	15,835	573,056			
高校卒	5	53.8	549,802	13,699	536,103			
技術部次長	10	51.9	519,655	565	519,090	同 上	同 上	
大学卒	5	49.2	536,161	0	536,161			
短大卒	3	52.7	560,967	0	560,967			
高校卒	2	57.5	445,445	2,220	443,225			

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下(2)から(4)において同じ。)
- 2 各職種について学歴区分別に集計した結果、調査実人員が0であった学歴区分については記載していない(以下、本表において同じ。)
- 3 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
事務課長	202	49.0	541,003	12,626	528,377	・ 2 係以上又は構成 員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	本表(2)企業規模500 人以上、本表(3)企業 規模100人以上500人 未満及び本表(4)企業 規模50人以上100人未 満の対応級欄参照
大 学 卒	155	48.1	550,668	13,914	536,754		
短 大 卒	18	51.6	509,878	4,762	505,116		
高 校 卒	29	52.4	507,668	10,668	497,000		
技術課長	284	49.1	575,925	14,159	561,766	同 上	同 上
大 学 卒	181	48.7	591,034	12,753	578,281		
短 大 卒	45	48.3	548,516	15,519	532,997		
高 校 卒	57	50.7	552,670	18,002	534,668		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務課長代理	41	45.0	572,671	124,498	448,173	・ 前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 ・ 課長に直属し部下 に係長等の役職者を 有する者 ・ 課長に直属し部下 4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記 課長代理と同等と認 められる課長代理及 び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係 長間）	同 上
大 学 卒	34	43.6	592,865	137,494	455,371		
短 大 卒	5	53.6	438,183	59,615	378,568		
高 校 卒	2	47.5	550,271	125	550,146		
技術課長代理	23	47.6	442,998	24,328	418,670	同 上	同 上
大 学 卒	15	45.1	431,139	21,796	409,343		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	7	51.4	469,948	31,831	438,117		
事務係長	494	46.4	441,790	43,610	398,180	・ 係の長及び係長級 専門職	同 上
大 学 卒	306	44.6	447,121	43,979	403,142		
短 大 卒	66	48.8	425,939	47,729	378,210		
高 校 卒	120	49.4	435,903	39,146	396,757		
中 学 卒	2	54.5	482,042	107,363	374,679		

(注) 1 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
技術係長	482	45.4	516,589	67,063	449,526	・係の長及び係長級 専門職	本表(2)企業規模500 人以上、本表(3)企業 規模100人以上500人 未満及び本表(4)企業 規模50人以上100人未 満の対応級欄参照
大 学 卒	338	43.8	520,246	69,468	450,778		
短 大 卒	51	46.9	507,778	67,425	440,353		
高 校 卒	91	50.3	501,719	52,598	449,121		
中 学 卒	2	51.0	570,547	114,160	456,387		
事務主任	387	41.1	353,782	44,527	309,255	・係長等のいる事業所に おける主任 ・係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 ・係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認めら れる主任 ・中間職（係長－係員 間）	同 上
大 学 卒	222	38.2	365,089	48,996	316,093		
短 大 卒	80	45.7	338,519	39,173	299,346		
高 校 卒	84	44.3	337,358	36,793	300,565		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術主任	443	42.8	451,483	63,847	387,636	同 上	同 上
大 学 卒	206	37.3	418,965	68,014	350,951		
短 大 卒	49	40.8	427,044	74,324	352,720		
高 校 卒	187	49.3	500,231	55,664	444,567		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務係員	1,207	37.5	303,007	31,418	271,589	同 上	同 上
大 学 卒	587	33.7	313,161	37,119	276,042		
短 大 卒	218	41.1	286,790	19,318	267,472		
高 校 卒	394	41.1	296,091	29,289	266,802		
中 学 卒	8	42.6	299,963	22,661	277,302		
技術係員	1,310	34.0	352,304	55,985	296,319	同 上	同 上
大 学 卒	684	32.1	355,154	58,238	296,916		
短 大 卒	194	34.8	342,819	39,712	303,107		
高 校 卒	427	36.4	352,307	60,008	292,299		
中 学 卒	5	48.2	377,652	32,983	344,669		

(注) 1 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下(2)から(4)において同じ。）。

(2) 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支 給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	2	51.0	686,234	8,350	677,884	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級
大 学 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
工場長	5	50.2	704,296	337	703,959	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大 学 卒	4	49.0	672,775	382	672,393		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
事務部長	84	53.0	678,573	11,034	667,539	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級
大 学 卒	67	52.6	684,291	11,780	672,511		
短 大 卒	3	55.0	758,335	0	758,335		
高 校 卒	14	54.8	633,100	9,992	623,108		
技術部長	88	53.0	701,123	5,481	695,642	同 上	同 上
大 学 卒	71	53.5	717,696	4,155	713,541		
短 大 卒	9	50.2	655,932	163	655,769		
高 校 卒	8	51.4	622,259	21,792	600,467		
事務部次長	20	50.3	552,645	34,588	518,057	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職 (部長-課長間)	行政職 5級
大 学 卒	14	49.1	536,912	37,543	499,369		
短 大 卒	2	52.0	589,591	48,696	540,895		
高 校 卒	4	53.5	588,133	18,115	570,018		
技術部次長	5	50.6	636,398	0	636,398	同 上	同 上
大 学 卒	3	48.0	629,883	0	629,883		
短 大 卒	2	54.5	646,171	0	646,171		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	149	48.7	556,879	13,842	543,037	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	118	47.8	560,347	14,558	545,789		
	短 大 卒	11	51.5	550,836	8,114	542,722		
	高 校 卒	20	51.8	538,218	12,718	525,500		
	技術課長	232	49.6	600,523	16,229	584,294	同 上	同 上
	大 学 卒	150	49.3	612,788	14,916	597,872		
	短 大 卒	34	48.3	592,431	13,340	579,091		
	高 校 卒	48	51.1	567,966	22,369	545,597		
	事務課長代理	10	46.5	521,375	23,942	497,433	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）	行政職 3級、 特3級、 4級
	大 学 卒	6	44.3	544,274	15,457	528,817		
	短 大 卒	2	52.0	446,444	58,555	387,889		
	高 校 卒	2	47.5	550,271	125	550,146		
技術課長代理	4	57.0	539,330	305	539,025	同 上	同 上	
大 学 卒	3	56.3	540,194	407	539,787			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
事務係長	368	47.0	458,950	40,061	418,889	・ 係の長及び係長級専門職	同 上	
大 学 卒	241	45.3	460,623	40,592	420,031			
短 大 卒	45	49.4	436,668	46,484	390,184			
高 校 卒	82	50.6	466,998	34,445	432,553			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
技術係長		433	45.5	525,142	69,584	455,558	・係の長又は係長級専門職	行政職 3級、 特3級、 4級
	大 学 卒	308	44.0	528,131	71,989	456,142		
	短 大 卒	43	47.1	516,825	72,842	443,983		
	高 校 卒	81	50.5	511,908	52,903	459,005		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務主任		241	40.3	369,038	46,915	322,123	・係長等のいる事業所にお ける主任 ・係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有 する者 ・係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級、 4級)
	大 学 卒	152	37.5	372,535	50,943	321,592		
	短 大 卒	47	45.2	366,743	41,904	324,839		
	高 校 卒	42	44.8	358,392	37,353	321,039		
技術主任		373	43.1	465,667	66,902	398,765	同 上	同 上
	大 学 卒	173	36.8	429,022	72,311	356,711		
	短 大 卒	37	41.7	451,548	80,145	371,403		
	高 校 卒	163	50.2	515,968	56,864	459,104		
事務係員		738	37.6	313,791	32,218	281,573		行政職 1級
	大 学 卒	376	33.6	324,429	38,731	285,698		
	短 大 卒	129	41.5	289,104	17,031	272,073		
	高 校 卒	228	41.8	310,133	29,706	280,427		
	中 学 卒	5	38.8	254,303	15,755	238,548		
技術係員		974	33.1	353,462	60,149	293,313		同 上
	大 学 卒	490	31.2	357,586	64,238	293,348		
	短 大 卒	149	32.3	337,410	40,363	297,047		
	高 校 卒	332	36.3	354,881	63,914	290,967		
	中 学 卒	3	50.0	383,508	23,204	360,304		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	2	48.5	500,482	9,959	490,523	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
事務部長	39	52.0	592,716	8,798	583,918	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職 5級
大 学 卒	28	53.2	620,418	4,837	615,581		
短 大 卒	4	49.3	476,487	11,695	464,792		
高 校 卒	7	48.6	545,040	23,063	521,977		
技術部長	25	52.0	518,172	5,039	513,133	同 上	同 上
大 学 卒	16	52.0	543,075	2,257	540,818		
短 大 卒	5	51.4	476,184	460	475,724		
高 校 卒	4	52.8	468,277	21,054	447,223		
事務部次長	14	51.1	640,048	0	640,048	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職 (部長-課長間)	同 上
大 学 卒	10	50.2	675,101	0	675,101		
短 大 卒	3	53.0	588,553	0	588,553		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	5	53.2	439,270	955	438,315	同 上	同 上
大 学 卒	2	51.0	438,430	0	438,430		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	2	57.5	445,445	2,220	443,225		
事務課長	43	49.4	515,740	8,109	507,631	・ 2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職 4級
大 学 卒	32	48.2	536,802	10,910	525,892		
短 大 卒	5	53.6	463,146	0	463,146		
高 校 卒	6	52.5	448,017	0	448,017		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術課長	49	46.8	497,155	7,881	489,274	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 4級
	大 学 卒	30	45.6	519,074	5,684	513,390		
	短 大 卒	11	48.5	443,956	20,707	423,249		
	高 校 卒	7	49.0	488,188	0	488,188		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務課長代理	30	44.7	589,207	151,121	438,086	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）	行政職 3級、 特3級
	大 学 卒	27	43.6	606,226	161,032	445,194		
	短 大 卒	3	54.7	433,178	60,258	372,920		
	技術課長代理	17	46.6	428,814	28,736	400,078	同 上	同 上
	大 学 卒	10	43.4	409,664	26,391	383,273		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	6	50.2	461,461	35,876	425,585		
	事務係長	99	43.6	399,867	54,262	345,605	・係の長及び係長級専門職	同 上
	大 学 卒	55	40.9	406,739	59,373	347,366		
	短 大 卒	15	46.9	419,107	53,173	365,934		
	高 校 卒	28	47.0	372,053	42,997	329,056		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	43	43.9	397,612	31,433	366,179	同 上	同 上
	大 学 卒	26	41.5	386,804	25,979	360,825		
短 大 卒	8	45.9	438,462	25,922	412,540			
高 校 卒	8	49.0	383,392	43,205	340,187			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事務主任	110	42.3	332,091	42,145	289,946	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級)	
大 学 卒	57	39.0	346,350	46,212	300,138			
短 大 卒	25	47.2	304,457	34,557	269,900			
高 校 卒	27	44.0	325,425	38,358	287,067			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与		(A)-(B)			
			(A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術主任	52	41.0	334,797	38,109	296,688	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級)
	大 学 卒	26	40.1	344,426	36,525	307,901		
	短 大 卒	10	38.5	341,182	60,453	280,729		
	高 校 卒	15	43.6	306,696	23,920	282,776		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 関 係 職 種	事務係員	411	37.1	287,364	30,790	256,574	行政職 1級	
	大 学 卒	198	33.6	292,816	35,210	257,606		
	短 大 卒	79	39.8	283,310	22,095	261,215		
	高 校 卒	131	40.6	280,128	29,148	250,980		
	中 学 卒	3	49.0	353,504	30,758	322,746		
技 術 関 係 職 種	技術係員	291	36.3	349,805	38,199	311,606	同 上	
	大 学 卒	171	34.7	350,709	39,405	311,304		
	短 大 卒	40	43.8	371,631	35,744	335,887		
	高 校 卒	79	35.9	337,753	36,673	301,080		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 下記職種については、調査実人員が0であった。

- ・ 工場長（構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。））

(4) 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	11	52.5	518,643	8,457	510,186	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職 5級
	大 学 卒	8	51.4	539,032	11,629	527,403		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	2	52.5	470,412	0	470,412		
	技術部長	7	55.3	472,592	21,001	451,591	同 上	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	5	56.8	504,391	29,402	474,989		
	事務課長	10	52.5	449,318	18,517	430,801	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 4級
	大 学 卒	5	52.2	441,066	22,075	418,991		
	短 大 卒	2	47.0	431,067	999	430,068		
	高 校 卒	3	56.7	475,241	24,264	450,977		
技術課長	3	47.7	496,820	0	496,820	同 上	同 上	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	2	47.5	495,830	0	495,830			
事務課長代理	*	*	*	*	*	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職(課長-係長間)	行政職 3級、 特3級	
大 学 卒	*	*	*	*	*			
技術課長代理	2	37.0	415,045	22,695	392,350	同 上	同 上	
大 学 卒	2	37.0	415,045	22,695	392,350			
事務係長	27	47.7	367,014	50,601	316,413	・ 係の長及び係長級専門職	同 上	
大 学 卒	10	46.7	341,799	36,989	304,810			
短 大 卒	6	48.3	356,733	42,179	314,554			
高 校 卒	10	47.1	393,721	64,969	328,752			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支		(A)-(B)			
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術係長	6	43.0	476,694	60,109	416,585	・係の長及び係長級専門職	行政職 3級、 特3級
	大 学 卒	4	40.5	435,650	48,785	386,865		
	高 校 卒	2	48.0	558,783	82,758	476,025		
	事務主任	36	43.1	319,757	35,649	284,108	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は 3級、 特3級)
	大 学 卒	13	42.4	364,638	38,207	326,431		
	短 大 卒	8	44.3	282,843	38,435	244,408		
	高 校 卒	15	43.2	300,548	31,947	268,601		
	技術主任	18	41.4	399,049	54,599	344,450	同 上	同 上
	大 学 卒	7	40.7	330,304	28,607	301,697		
	短 大 卒	2	36.5	269,597	0	269,597		
	高 校 卒	9	43.1	481,284	86,949	394,335		
	事務係員	58	39.1	267,715	23,836	243,879		行政職 1級
大 学 卒	13	36.8	277,871	12,018	265,853			
短 大 卒	10	45.9	282,864	29,765	253,099			
高 校 卒	35	38.1	259,614	26,531	233,083			
技術係員	45	36.8	320,394	36,541	283,853		同 上	
大 学 卒	23	33.8	307,283	38,312	268,971			
短 大 卒	5	37.0	359,736	44,083	315,653			
高 校 卒	16	41.1	322,785	25,679	297,106			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(注) 下記職種については、調査実人員が0であった。

- ・ 支店長（構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。））
- ・ 工場長（構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。））
- ・ 事務部次長（部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が部の次長と同等と認められる部の長及び部次長級専門職、中間職（部長－課長間））
- ・ 技術部次長（部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が部の次長と同等と認められる部の長及び部次長級専門職、中間職（部長－課長間））

2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支		(A)-(B)		
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
教育 関係 職種	大 学 学 長	6	58.7	736,561	0	736,561	
	大 学 教 授	29	56.2	628,160	0	628,160	
	大 学 准 教 授	23	51.0	509,345	0	509,345	
	大 学 講 師	27	45.5	470,496	0	470,496	
	大 学 助 教	7	46.9	437,640	0	437,640	
研究 関係 職種	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	4	48.8	516,858	1,450	515,408	
	高 等 学 校 教 諭	60	44.2	424,154	21,794	402,360	
研究 関係 職種	研 究 部 (課) 長	7	56.1	646,617	0	646,617	{ 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係)の長 { 下記研究員より上位の者(研究所長の 職名を有する者、研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 室 (係) 長	7	53.3	607,657	271	607,386	
	主 任 研 究 員	27	45.1	534,680	5,165	529,515	
	研 究 員	26	34.7	471,129	101,123	370,006	
	研 究 補 助 員	13	31.5	403,380	85,786	317,594	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与		(A)-(B)		
			(A)	うち時間 外手当(B)			
	人	歳	円	円	円		
医 療 関 係 職 種	医 科 長	*	*	*	*	*	・部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	2	52.5	909,800	0	909,800	
	薬 局 長	2	52.5	495,406	1,716	493,690	・部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	7	44.3	346,211	688	345,523	
	診療放射線技師	2	58.5	455,200	0	455,200	
	臨床検査技師	3	53.3	350,135	1,619	348,516	
	栄 養 士	17	34.6	247,925	8,471	239,454	
	理学療法士	44	33.5	279,208	16,249	262,959	
	作業療法士	39	33.5	286,975	19,100	267,875	
	総 看 護 師 長	*	*	*	*	*	・部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	15	51.5	427,761	10,250	417,511	・部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	71	36.0	308,811	13,722	295,089	
	准 看 護 師	20	45.7	255,742	18,781	236,961	
	技能・ 労務関係 職種	用 務 員	*	*	*	*	*

(注) 下記職種については、調査実人員が0であった。

- ・ 研究所長（構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く））
- ・ 電話交換手
- ・ 自家用乗用自動車運転手
- ・ 守衛
- ・ 病院長（部下に医師・歯科医師5人以上）
- ・ 副院長（病院長に事故等のあるときの職務代行者）
- ・ 歯科医師
- ・ 海事関係職種

第13表 民間における初任給の改定状況

項目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	60.8 %	(57.3) %	(42.7) %	(0.0) %	39.2 %
高 校 卒	45.6	(68.4)	(31.6)	(0.0)	54.4

(注) 1 新規採用者の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における賞与の配分状況

項目 時季	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	47.8 %	52.2 %	42.4 %	57.6 %	41.8 %	58.2 %

第15表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		78.2%
	配偶者に家族手当を支給する	(91.7%)
家族手当制度がない		21.8%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,354円
	配偶者と子1人	17,001円
	配偶者と子2人	23,936円

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 3 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については部長級の職員が4,000円、課長級以下の職員が7,500円、子については1人につき10,000円、配偶者及び子以外の扶養親族については、1人につき部長級の職員が4,000円、課長級以下の職員が7,500円である。なお、扶養親族たる子がいる場合にあっては、子1人につき3,000円(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は更に5,000円)が加算される。

第16表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
49.7 %	(21.2) %	(78.8) %	50.3 %

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月 額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ			100.0%								

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第17表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	68.3 %	31.7 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した114事業所を100として算出した割合である。

第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
			%	
課 長 級		62.7 %	44.2 %	37.3 %
非 管 理 職		50.7 %	34.6 %	49.3 %

(注) 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した33事業所を100として算出した割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
76.6 %	78.2 %

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
 2 60歳を超える従業員の年間給与水準を回答した11事業所を基に算出した数値である。

3 勞 働 經 濟 指 標

第20表 労働経済指標

項 目		年 月	令和4年4月	5 月	6 月	7 月	
① 実質国内総生産（内閣府）		前期比(%)	1.3				
雇 用	② 常用雇用指数 （調査産業計）（厚生労働省）	全 国	前年同月比(%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6
	③ 有効求人倍率 （季節調整値）（厚生労働省）	全 国	（倍）	1.24	1.25	1.27	1.28
	④ 完全失業率 （季節調整値）（総務省）	全 国	（%）	2.6	2.6	2.6	2.6
	賃金・労働時間 （厚生労働省 毎月勤労統計調査）	⑤ きまって支給する給与 （調査産業計）	全 国	金 額(円)	307,905	301,194	304,007
			前年同月比(%)	2.5	2.2	2.3	2.0
福 岡 県		金 額(円)	278,649	274,089	278,614	276,732	
		前年同月比(%)	0.0	1.3	3.2	1.9	
⑥ うち所定内給与		全 国	金 額(円)	281,865	277,201	280,002	279,066
			前年同月比(%)	2.2	1.9	2.1	1.9
福 岡 県		金 額(円)	258,959	255,501	260,462	257,905	
		前年同月比(%)	0.2	1.8	4.0	2.6	
⑦ 総実労働時間数 （調査産業計）	全 国	（時間）	149.0	137.6	149.6	147.0	
	福 岡 県	（時間）	147.8	137.4	149.0	144.7	
	⑧ うち所定外労働時間数	全 国	（時間）	12.9	11.7	12.1	12.1
		福 岡 県	（時間）	11.7	10.4	10.7	10.8
生計費 （総務省 家計調査）	⑨ 消費支出（全世帯）	全 国	金 額(円)	304,510	287,687	276,885	285,313
			前年同月比(%)	1.2	2.4	6.4	6.6
	大 都 市	金 額(円)	314,799	297,360	280,705	291,187	
		前年同月比(%)	△ 2.6	3.0	3.1	1.5	
	北九州市	金 額(円)	307,865	243,656	231,548	232,880	
		前年同月比(%)	18.9	6.3	5.2	0.7	
物 価	⑩ 消費者物価指数 （総務省）	全 国	前年同月比(%)	2.5	2.5	2.4	2.6
		大 都 市	前年同月比(%)	2.4	2.4	2.3	2.6
		北九州市	前年同月比(%)	2.7	2.6	2.7	2.9
	⑪ 国内企業物価指数（日本銀行）	前年同月比(%)	9.9	9.4	9.6	9.3	

- (注) 1 (p)の付されている数値は4月～6月の速報値である。
 2 ①は平成27年基準。②、⑤、⑥、⑩、⑪は令和2年基準。
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑨の調査結果は、農林漁家世帯を含んでいる。

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和5年1月	2 月	3 月	4 月
△ 0.3		0.0			0.9			1.5(p)
△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6
301,851	304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
274,946	272,401	276,373	272,707	273,175	273,289	269,739	272,972	279,107
2.0	0.0	1.3	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 1.4	△ 1.1	0.2
277,677	279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
256,059	253,763	257,090	253,863	253,603	255,103	251,681	253,253	258,497
2.7	0.3	1.4	0.3	0.5	0.7	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.2
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
139.0	141.8	143.5	144.6	142.4	134.7	136.2	144.7	145.7
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
10.5	11.3	11.4	11.3	11.1	9.7	9.6	10.1	10.6
289,974	280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076
8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5
290,676	301,699	312,836	309,028	348,184	314,690	283,215	321,028	330,096
6.6	4.6	6.5	5.7	5.0	6.2	8.6	2.2	4.9
266,721	257,699	258,179	253,577	297,609	257,799	236,220	282,374	277,305
12.1	△ 9.5	9.5	1.0	△ 4.3	△ 13.5	△ 4.5	8.2	△ 9.9
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
2.9	2.9	3.7	3.9	4.1	4.4	3.4	3.3	3.5
3.2	3.3	3.9	4.0	4.3	4.5	3.2	3.3	3.4
9.6	10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.1

4 人事院勧告の骨子

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を変えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

令和6年
給与アップデート

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 令和6年 給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上昇引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備 人事院 National Personnel Authority

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を動向

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置 令和6年 給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年動向)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等
官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を作るニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.4%)、大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以降33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準、官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

- ① 行政職俸給表(一)
 - ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
 - ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を連続させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定
- ② その他の俸給表
 - ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勤告後の平均給与（行政職俸給表（一））月額 407,884円（+3,869円、+0.96%）、年間給与 6,731,000円（+105,000円、+1.6%）
- ◇ 勤告後の初任給（行政職俸給表（一））総合職大卒〔本府省〕 249,640円 一般職大卒〔地方機関〕 196,200円 一般職高卒〔地方機関〕 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勤告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ（包摂的）な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案（主な取組事項）

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
 - ・ 特定任期付職員等のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
 - ・ 本府省課長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ（再掲）
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが
多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勤告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給（再掲）
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し（再掲）

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討